

○三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例

平成27年3月6日

条例第1号

改正 平成29年3月24日 条例第3号

平成31年3月29日 条例第5号

(設置)

第1条 国の総合戦略が定める政策分野を勘案し、本市における政策分野ごとの基本目標の設定及び施策の効果の検証を目的とし、三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策についての効果の検証に関すること。
- (3) その他三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表者
- (3) 行政機関の代表者
- (4) 経済関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部地域戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。